

公設市場環境衛生管理業務委託仕様書

本仕様書は、公設市場（以下「市場」という。）の環境衛生管理業務、空気環境測定業務、害虫駆除予防業務、水質検査業務を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

1 委託期間

2023年4月1日から2024年3月31日

2 業務の対象施設及び業務範囲

	環境衛生 管理業務	空気環境 測定業務	害虫駆除 予防業務	水質検査 業務
第一牧志公設市場 (那覇市松尾2丁目10番1号)	○	○	○	○
宇栄原公設市場 (那覇市宇栄原4丁目17番9号)			○	

3 環境衛生管理業務

受託者は、建築物環境衛生管理技術者免状所持者の中から建築物環境衛生管理技術者（以下「管理技術者」という。）を選任し、第一牧志公設市場の環境衛生管理を行うこと。

(1) 管理技術者の職務

- ① 環境衛生管理上の維持管理業務計画の立案（契約締結後の業務日程表の提出）
- ② 環境衛生管理上の維持管理業務の全般的な監督
- ③ 環境衛生管理上の維持管理に関する測定又は検査の実施とその結果の評価
- ④ 環境衛生管理上の維持管理に必要な各種調査の実施とその結果の評価
- ⑤ 環境衛生管理に必要な意見の助言
- ⑥ 環境衛生管理に必要な諸書類の作成、及び関係図面、書類、図書等の保管
- ⑦ 管理技術者の所轄保健所への選任届出
- ⑧ その他必要な業務

(2) 名簿の提出

受託者は、契約締結後、速やかに管理技術者の氏名及び免状の写しを委託者に提出すること。

(3) 業務計画は次のとおり作成する。

- ① 年間管理計画
- ② 月間管理計画

4 空気環境測定業務

(1) 業務内容

建築物における空気環境測定業務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条の2に基づいて実施するものとする。

- ① 測定場所：各階ポイント測定を行うものとし、測定場所は年度の最初の測定業務前

に委託者と協議して決定する。

② 測定箇所は17箇所とする。

③ 測定回数：年6回（5月、7月、9月、11月、1月、3月）
（1回の測定につき、10時と15時の2回測定すること）

④ 測定事項

測定項目	測定機器	管理基準
浮遊粉じんの量	ガラスファイバーろ紙（0.3マイクロメートルのステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る）を装着して相対沈降径が概ね10マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の指定した者により当該機器を標準として較正された機器	空気1立方メートルにつき0.15ミリグラム以下
一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	百万分の六以下
二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	百万分の千以下
温度	0.5度目盛りの温度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	18度以上28度以下
相対湿度	0.5度目盛りの乾湿球温度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	40%以上70%以下
気流	0.2メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	0.5メートル毎秒以下
※ ¹ ホルムアルデヒドの量	2.4-ジニトロフェニルトラジンを捕集し高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、4-アミノ-3-ヒドロキシ-5-メルカプト-1,2,4-トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する機器	空気1 m ³ につき0.1mg以下

※¹ 6月1日～9月30日までの間中に1回行うものとする。測定場所は各階（1～3F、地下1F）ごとの一箇所とする。

（2）機器等の負担

受託者は、空気環境測定に要する人件費、機器、消耗品及び記録用紙を負担する。
（報告書に使用機器の名称及び機能を表示すること）

5 害虫駆除予防業務

(1) 業務内容

市の方針及び係員の指示の下に、公設市場（以下「施設」という。）内外の鼠の捕獲、駆除・衛生害虫の駆除及びこれらの発生防止に努め、もって施設利用者、業者及び施設管理者の衛生的環境の確保を図らなければならない。

(2) 対象

ねずみ、昆虫その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物

(3) 予防業務対象物件及び実施回数

対象物件名	構造	散布面積㎡ (延べ面積)	実施回数	
			鼠捕獲	害虫駆除
第一牧志公設市場	鉄骨造+SRC造 地下1F、地上3F	約4,980㎡	2	6
		1F 1,468.78		
		2F 1,543.86		
		3F 738.24		
		地下1F 1,221.87		
宇栄原公設市場	R C 1 F	457	—	3

(4) 業務実施の時期等

① 害虫駆除（ゴキブリ・ダニ等）：第一牧志公設市場は、5月、7月、9月、11月、1月、3月の6回実施する。宇栄原公設市場は5月、7月、11月の3回実施する。

② 鼠捕獲作業：第一牧志公設市場は、9月、3月の2回実施する。

捕獲作業は、市場の業務終了後一斉にトラップを設置し、始業前に回収する。

(5) 処理方法

科学的及び物理的駆除（薬剤散布及び捕獲処理）

※作業1回につき捕獲シートは250枚程度、捕鼠カゴは100個程度使用すること。

(6) 使用薬品

使用薬品は、医薬品医療機器等法第14条又は第19条の2の規定による承認を受けた医薬品、医薬部外品又は当該薬品同等以上のものを使用すること。

(7) 危険防止の義務

受託者は業務の施行にあたり、危険防止に十分注意しなければならない。

(8) 業務報告

鼠捕獲シート及び捕鼠カゴの設置場所を示した図面を業務終了直後に市係員へ提出し、作業内容の写真を添付した報告書を後日速やかに提出すること。また、使用薬品については、製品名等をリストにして提出すること。

(9) その他

- ① 害虫駆除は、施設内外のほか各マンホール等も行うこと。
- ② 市場業者の商品（食糧・衣料品等）に薬剤がかからないよう十分注意すること。
- ③ 上記対象以外の害虫・有害生物等が発生した場合は、対処法・費用など適宜提案すること。

6 水質検査業務

(1) 業務内容

水質検査は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条の19、第4条及び第4条の2に基づいて実施するものとする。

(2) 実施回数

① 飲料水

水道法等その他関係する法令に基づく水質検査は6ヶ月に1回実施する。

(3) 業務報告

作業終了後は、速やかに報告書を提出すること。

7 その他

- (1) 受託者は、本契約の締結後2週間以内に各作業日程の年間計画書を提出するものとし、変更がある場合は予定していた日の3週間前までに委託者へ連絡すること。
- (2) 作業は、公設市場利用者及び市場業者の営業に支障を来たさないように留意し、委託者の指示に従うものとする。
- (3) 作業の際は市場業者の商品等を汚損しないように十分注意すること。
なお、汚損した場合は、受託者の責任において弁償すること。
- (4) 作業に要する人件費、機器、消耗品及び記録用紙等は、全て受託者の負担とする。
- (5) 受託者は労働基準法その他の法令規則を遵守すること。

8 協議事項

本業務の実施にあたり、この仕様書に疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めていない事項については、双方協議の上定めるものとする。